

## 正誤表

本書「不動産登記実務の視点Ⅳ」に誤りがございましたので、お詫びいたしますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

- 記 -

- ・ 109ページ下から4行目および135ページ下から2行目

**正** 吸収合併の場合には合併の記載がある吸収合併存続会社の登記事項証明書ということになる。

**誤** 吸収合併の場合には合併契約書及び合併の記載がある吸収合併存続会社の登記事項証明書ということになる。

- ・ 118ページ上から1行目

**正** 根抵当権者

**誤** 抵当権者

- ・ 172ページ下から4行目

**正** 根抵当権設定者

**誤** 根抵当権者

- ・ 256ページ上から11行目

**正** したがって、吸収合併の場合には、合併の記載がある吸収合併存続会社の登記事項証明書を登記原因証明情報として提供しなければならない。

**誤** したがって、吸収合併の場合には、合併契約書及び合併の記載がある吸収合併存続会社の登記事項証明書を登記原因証明情報として提供しなければならないものと解される。

- ・ 310ページ上から12行目

**正** したがって、登記官が、添付情報である確定請求をしたことを証する情報としての通知書の記載内容から判断して、当該支店長等の業務権限に特段の疑わしい疑義が生じない場合には、あえて業務権限証明書の提供を求める必要はなく、元本の確定の登記申請は受理して差し支えないと解される。

**誤** したがって、この場合に、当該支店長が作成した確定請求をしたことを証する情報としての通知書に加えて、代表者から当該支店長宛ての業務権限証明書が提供され、当該業務権限証明書によって、当該支店長が根抵当権の元本の確定請求をすることについての権限を有していることが確認できるときは、元本の確定の登記申請は受理して差し支えないと解される。